

街の美観を保つために

特定区域内で、市役所が除去できる

違法広告物の種類拡大と要件が緩和されました



岐阜県は、街の美観を維持するため、屋外広告物法の一部（違法広告物の簡易除去）について、構造改革特別区域法に基づいた特例措置の適用を受けました。

土岐市においても、市内の六区域（次頁図参照）以後、特定区域と呼ぶ）について、昨年十二月十八日に、その適用を受けました。

この適用を受けたことで、特定区域内で、市役所が除去できる違法広告物の種類拡大と要件が緩和されることになりました。

以前、市役所が除去できなかった違法広告物の種類と要件（全市内で適用）

違法なはり紙は除去できる。
違法なはり札（ペニヤ板・プラスチック板・そのほかこれらに類するものに紙をはっ

たもの）、立て看板（木枠に紙や布をはったもの、ペニヤ板・プラスチック板・そのほかこれらに類するものに紙をはったもの）のうち、表示されてから相当の期間を経過し（一カ月）、かつ、管理されずに放置（五日程度）されていることが明らかかなものについては除去できる。

以前、違法なはり紙・はり札・立て看板の一部は除去できましたが、これからは、直接塗装のプラスチック板・金属板のほか、のぼり旗・置き看板・ラックなど、より多くの種類が対象となります。

特定区域以外は、以前と同様の取り扱いとなります。

これからはこちらになります（特定区域に限る）

前述の について、一カ月ほど経過しなければ除去できませんでしたが、特定区域内では速やかに除去できるようになりました。

容易に取り外すことができずの状態、工作物などに取り付けられている「はり札類」「立て看板類」「広告旗」も除去できるようになりました。

事業所などの皆さんへ

制度へのご理解・ご協力を

この制度について、土岐市では、平成十六年度から順次実施してまいりますので、放置している広告物（はり紙、はり札類、立て看板類、広告旗）などは、市役所都市計画課で申請して許可を得るか、各自

これからはこうなります（特定区域に限る）

<p>特定区域</p> <p>速やかに除去可能</p>	<p>立て看板類</p>  <p>（置き看板など）</p> <p>以前 除去不可</p>	<p>特定区域</p> <p>速やかに除去可能</p>	<p>はり札類</p>  <p>（プラスチックなど印刷したもの）</p> <p>以前 除去不可</p>	<p>特定区域</p> <p>速やかに除去可能</p>	<p>はり紙</p>  <p>以前 速やかに除去可能</p>
<p>特定区域</p> <p>速やかに除去可能</p>	<p>広告旗</p>  <p>以前 除去不可</p>	<p>特定区域</p> <p>速やかに除去可能</p>	<p>立て看板</p>  <p>一定期間経過後に除去可能</p>	<p>特定区域</p> <p>速やかに除去可能</p>	<p>はり札</p>  <p>一定期間経過後に除去可能</p>

屋外広告物を表示するため

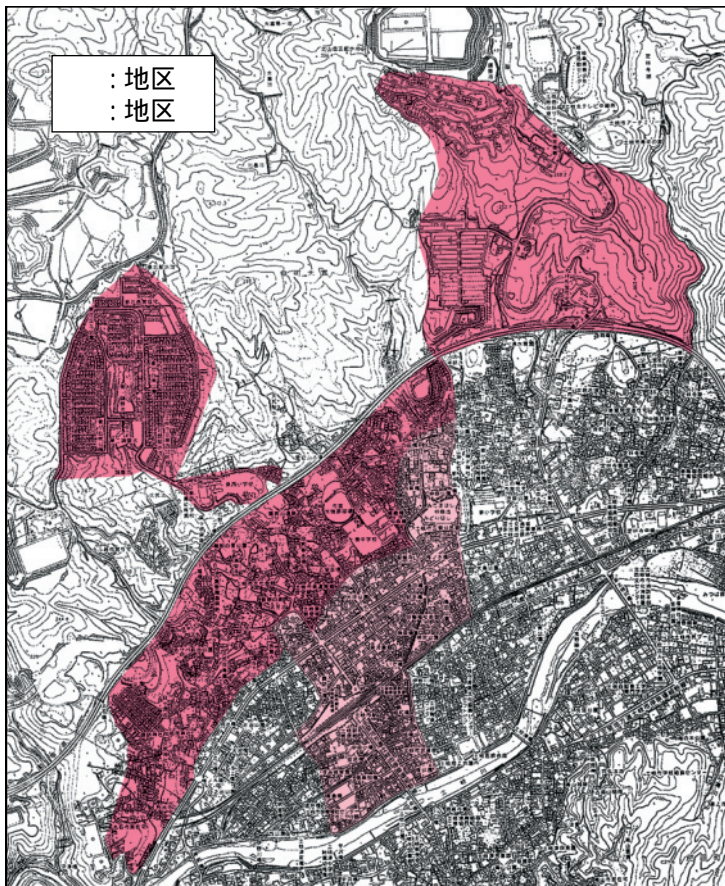
屋外広告物の多くは、許可および手数料が必要です

で撤去してください。申請されても、許可できない場合もあります。

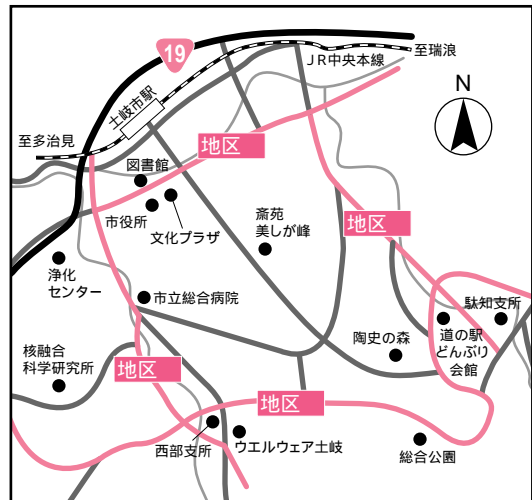
線312へどうぞ。

詳しくは、都市計画課（内

には、あらかじめ許可を受けなければなりません。また、手数料が必要です。（一部除外あり。）



特定区域図



《特定区域の範囲》

- 地区 = 泉町の国道19号線以北の住専地区
- 地区 = J R 土岐市駅周辺および泉町北部の住専地区まで
- 地区 = 県道武並土岐多治見線の道路中心線から片側20m区間の両側分（主要地方道土岐足助線との交差点以東）
- 地区 = 主要地方道土岐足助線の道路中心線から片側20m区間の両側分（起点より妻木町のバイパスまで）
- 地区 = 主要地方道多治見恵那線の道路中心線から片側20m区間の両側分（県道下石笠原市之倉線との交差点以東）
- 地区 = 主要地方道土岐停車場細野線の道路中心線から片側20m区間の両側分（県道武並土岐多治見線との交差点より駄知町内市道62381号線との交差点部まで）

2月2日(月)~
2月13日(金)
に受け付け

入札参加 資格審査申請

市が発注する建設工事や物品の購入・修繕などの契約は「公正と機会均等」、「経済性の確保」に基づき締結されます。

このため、市では契約手続きを公開して不正行為を防ぎ、誰でも参加できるようにし、さらにできるだけ有利な条件で契約を締結することにしています。

しかし、誰でも参加する機会が与えられるといっても、入札参加者の資力・信用・技術などが不足している場合には、市としては契約を締結することができません。

そこであらかじめ、契約能力を審査するため、平成

16・17年度に市が発注する建設工事や物品の購入・修繕などの入札に参加希望の方は、次の通り資格審査の申請をしてください。

市では、これをもとに事前審査を行い、指名に必要な名簿を作成し、この中から契約内容や参加者の能力などを判断して、一般（指名）競争、あるいは随意により契約を行います。

《資格審査申請の受け付け》

日時 2月2日(月)～2月13日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後4時

場所 文化プラザ2階・第3練習室

提出書類 詳細は、土岐市ホームページに掲載しています。ホームページ（アドレスhttp://www.city.toki.gifu.jp/webc_toki/index.htm）から、申請書などのダウンロードも可能です。申請書などは、総務課契約係でもお渡します。

詳しくは、総務課契約係（内線222・223）へどうぞ。